

令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託仕様書

1 業務目的

津南町の観光が抱える課題として、来町者が観光スポットを訪れるだけ、直売所を訪れるだけの点での消費に留まっていることが挙げられる。町内の飲食店、宿泊、お土産屋などを周遊し旅行消費へつなげるため、スマートフォンアプリ等で気軽に参加できるミッション型の仕掛けを構築する。また、写真コンテストを実施し、新たな魅力を発見しつつその魅力を発信する。本取組により観光消費の拡大を図ると共に、来町者の周遊情報を得ることで現状を分析し、継続して改善が行える体制づくりを構築し、持続可能な観光振興を実現する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度津南町デジタルスタンプラリー等事業業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月16日まで

3 業務内容

(1) スマートフォン活用による観光周遊のシステム構築

津南町で行われるイベントや景勝地などの観光スポットと、飲食店や宿泊を結びつける観光周遊のシステムの構築を行うこと。

- ① 旅前、旅後を通じて、津南ファンを増やしていく内容となっていること。
- ② ふるさと納税等と結びつけること。
- ③ 実施体制は、地域関係者を巻き込み、継続して実行できる組織とすること。

(2) スマートフォン活用による写真コンテストの開催

津南町で実施されるイベントや景勝地などをスマートフォン等で撮影した写真を、スマートフォンアプリを通して応募しコンテストを実施するシステムを構築すること。

- ① 季節性を考慮しながら複数回の実施をすること。

(3) 観光周遊への参加者データによる分析

事業実施により得られたデータを集約、分析し、町に報告すること。

4 業務委託に係る要件

本業務委託費用の上限は、3,300,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

5 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

6 成果物

業務完了届提出時に以下の成果物を提出すること。

- ① 業務報告書 1部
- ② 参加者データ分析結果 1部
- ③ その他、本業務に付随する資料で町が提出を求めるもの

7 その他

- (1) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用してはならない。
- (4) 本業務以外の業務（特定の商品販売や販売の斡旋等）を行う等、趣旨を逸脱する行動を行わないこととする。
- (5) 本業務の実施に際し、企業等との間で発生したトラブルについては受諾者が責任をもって対処するものとする。
- (6) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町との協議により承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 受諾者が本業務の実施過程で得た誘致対象となる企業や個人の連絡先、交渉の過程の情報について、本業務完了後は、町が誘致交渉等を継続するために利用できるものとする。
- (8) 本業務は、国が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用するため、この事業が定める要綱を遵守すること。